

# JAPAN P&I NEWS

No.912-17/08/08

**外航組合員各位**

## サウジアラビアーサウジアラムコ所有・運営の港湾・ターミナルにおける バラスト水のサンプルと管理記録簿の提出について

題記の件に関し、サウジアラビアの船舶代理店 Inchcape Shipping Services より以下の情報を受領いたしましたのでご参考に供します。

2017年9月8日に発効する2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約(BWM条約)をサウジアラビアは批准しております。

同条約の発効に先立ち、国際航海を経てサウジアラビアのサウジアラムコの所有・運営する港湾・ターミナルに入港するすべての船舶は、2017年8月16日以降、バラスト水のサンプルとその管理記録簿を代理店経由で Saudi Aramco Environmental Protection Department (EPD)に提出することが義務付けられました。

バラスト水のサンプリング方法、サンプルのテスト方法、遵守すべき基準等の詳細については以下のリンクをご参照ください。

<http://www.iss-shipping.com/NewsDetails.aspx?newsid=10993>

以上

日本船主責任相互保険組合